

論 説

情報公開法等に基づく開示請求の対象外となる 「訴訟に関する書類」について

—— 行政文書が「訴訟に関する書類」にも該当する場合 ——

中 村 誠

目 次

はじめに

一 「訴訟に関する書類」の開示についての現行法の規定

1. 刑事訴訟法
2. 刑事確定訴訟記録法
3. 情報公開法・情報公開条例及び行政機関個人情報保護法・個人情報保護条例
4. 「訴訟記録」、「訴訟に関する書類」、「刑事被告事件に係る訴訟の記録」の意義

二 刑事確定訴訟記録法に基づく裁判書の閲覧に関する最高裁決定

1. 事件の概要
2. 最高裁決定
3. 本最高裁決定の意義

三 情報公開法等に基づく不起訴記録の開示請求についての判例及び情報公開審査会等の答申例の考え方

1. 津地判平成22年4月15日における判断
2. 札幌高判平成22年11月5日における判断
3. 内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申における判断

四 「訴訟に関する書類」に該当するか、情報公開法等が適用される行政文書であるかが争われた事例における判断

1. 交通事件原票 —— 札幌地判平成16年7月12日
2. 検視見分報告書 —— 札幌高判平成22年11月5日
3. 海上保安庁の巡視船に対し中国船舶が衝突する事件の状況をビデオカメラで撮影した映像 —— 東京地判平成26年4月16日
4. 犯罪事件処理簿及び捜査指揮簿 —— 富山地判平成28年3月

一
三
六

9日

5. 自動車の速度取締りについて行った行政処分の根拠となる速度測定に関するデータ——岡山県行政情報・個人情報保護審査会平成23年8月25日答申

6. 四の小括

五 論点の検討

1. 不起訴記録を情報公開法等に基づく開示請求の適用除外とすることが適当か。
2. 行政文書でもあり「訴訟に関する書類」でもある文書が、情報公開法等に基づく開示請求の対象となるか

六 まとめに代えて——不起訴記録等を情報公開法等の対象文書とすることについて

1. 刑事事件に関して使われる文書の分類
2. 刑事確定訴訟記録法と情報公開法等の規律対象

はじめに

刑事事件の訴訟記録は、刑事訴訟法53条で、何人も原則として閲覧できる旨規定されているが、その閲覧対象や手続を定めた刑事確定訴訟記録法では、不起訴記録は訴訟記録に含まれず対象外とされている。他方、刑事事件に関する不起訴記録は、「訴訟に関する書類」に含まれると解されており、刑事訴訟法53条の2により、情報公開法・情報公開条例及び行政機関個人情報保護法・個人情報保護条例に基づく開示請求ができないことになる。その結果、不起訴記録はその内容にかかわらず、開示（閲覧）を請求することができないこととなっている。

本論文では、不起訴記録のうち行政文書としての性格を有するもの、あるいは行政文書が刑事事件の資料として不起訴記録に含まれることとなった場合の当該行政文書について、情報公開法等による開示請求の対象とすべきかどうかについて検討する。

一 「訴訟に関する書類」の開示についての現行法の規定

刑事訴訟に関する訴訟記録は、刑事訴訟法53条で、何人も原則として閲覧できる旨規定されている。これについて立法者は、1948（昭和23）年5月の刑事訴訟法改正案の提案理由説明で「裁判の公正を担保する趣旨に基づくものであります。」と述べている。⁽¹⁾

1. 刑事訴訟法

刑事訴訟法47条は、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」と規定する。その一方で、同法53条1項で、「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。」と規定している。

同法53条の2第1項で「訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定は、適用しない。」と規定し、第2項で「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の規定は、適用しない。」と規定している。

刑事訴訟法では、1948年制定の時より53条の規定があったが、訴訟記録の閲覧に関する法律は、刑事訴訟記録を裁判所と検察庁のいずれが保管すべきかについて意見の一致をみなかったため制定が遅れ、1987（昭和62）年になって刑事訴訟確定記録法が成立した⁽²⁾。

(1) 第2回国会衆議院司法委員会会議録第22号（昭和23年5月28日）。福島至編著『コンメンタル刑事確定訴訟記録法』（現代人文社、1999年）12頁

(2) 福島至・前掲注1）14～21頁

2. 刑事確定訴訟記録法

刑事確定訴訟記録法は、「刑事被告事件に係る訴訟の記録の訴訟終結後における保管、保存及び閲覧に関し必要な事項を定めることを目的とする」（1条）ものである。同法2条で、当該事件の第一審裁判所に対応する検察庁の検察官が保管すること及び保管期間を規定している。そして、記録の閲覧については4条⁽³⁾で規定している。

3. 情報公開法・情報公開条例及び行政機関個人情報保護法・個人情報保護条例

前述のように、刑事訴訟法53条の2は、「訴訟に関する書類及び押収物」については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づき開示を請求することができないことを定めている。各地方公共団体の情報公開条例においても、「刑事訴訟法に基づく訴訟に関する書類

(3) 刑事確定訴訟記録法4条の規定は、次のとおりである。

（保管記録の閲覧）

第4条 保管検察官は、請求があつたときは、保管記録（刑事訴訟法第53条第1項の訴訟記録に限る。次項において同じ。）を閲覧させなければならない。ただし、同条第1項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。

2 保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第53条第3項に規定する事件のものである場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録（第2号の場合にあつては、終局裁判の裁判書を除く。）を閲覧させないものとする。ただし、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合については、この限りでない。

一 保管記録が弁論の公開を禁止した事件のものであるとき。

二 保管記録に係る被告事件が終結した後三年を経過したとき。

三 保管記録を閲覧させることが公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき。

四 保管記録を閲覧させることが犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき。

五 保管記録を閲覧させることが関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき。

六 保管記録を閲覧させることが裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員又は裁判員候補者の個人を特定させることとなるおそれがあると認められるとき。

3 第1項の規定は、刑事訴訟法第53条第1項の訴訟記録以外の保管記録について、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合に準用する。

（第4項は略）

及び押収物」について適用しないと規定している（例えば岡山県行政情報公開条例26条3号）。

また、同法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物」に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）に基づき自己情報の開示等を請求することができないことを定めている。独立行政法人の保有する個人情報についても同様である。各地方公共団体の個人情報保護条例においても、「刑事訴訟法に基づく訴訟に関する書類及び押収物」に記録されている個人情報について、開示等に関する規定を適用しないと規定している（例えば岡山県個人情報保護条例46条2項1号）。

なお、民事訴訟の訴訟記録の閲覧については、民事訴訟法91条1項が「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定し、原則として公開する扱いとしている。そして、同法91条2項、4項、5項及び92条には、例外として閲覧が制限される場合の規定がある。民事訴訟の訴訟記録については、刑事訴訟の場合と異なり、情報公開法や行政機関個人情報保護法の適用除外は規定されていない。

4. 「訴訟記録」, 「訴訟に関する書類」, 「刑事被告事件に係る訴訟の記録」の意義

(1) 「訴訟記録」, 「刑事被告事件に係る訴訟の記録」の意義

刑事訴訟法53条に規定する「訴訟記録」は、押切謙徳ほか『注釈刑事確定訴訟記録法』によれば、次のものをいうと解している⁽⁴⁾。「終結した被告事件の審判に関する書類のうち、被告事件についての裁判の公正を担保する見地から閲覧の対象とすべき書類をいう。つまり、被告事件の終局裁判の裁判書並びにその判断の基礎及び手続を明らかにする書類であって、受訴裁判所が

(4) 押切謙徳・古江頼隆・皆川正文『注釈刑事確定訴訟記録法』（ぎょうせい、1988年）43頁

401 情報公開法等に基づく開示請求の対象外となる「訴訟に関する書類」について

事件記録として編綴したものをいうと解すべきである。すなわち、起訴状、公判調書、公判準備調書、証拠書類、身柄関係書類を含む強制処分関係書類、判決書等がこれに当たる。」

これに対し、刑事確定訴訟記録法の対象となるのは「刑事被告事件に係る訴訟の記録」（同法1条）である。これには、「ア 刑事被告事件の訴訟の記録」と「イ 刑事被告事件の終局裁判その他当該事件に係る裁判の執行に影響を及ぼすべき当該被告事件終結後の訴訟の記録」の両者をいうとされる。前者アが刑事訴訟法53条の「訴訟記録」に相当するものと思われる。

「イ」に該当するものは、刑の執行猶予の言渡しの取消請求事件（刑事訴訟法349条）、刑法52条の規定による刑の分離決定の請求事件（同法350条）、訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行の免除申立て事件（同法500条）などがある⁽⁵⁾。

(2) 刑事確定訴訟記録法の適用対象でない記録

刑事確定訴訟記録法の適用対象でない刑事被告事件に関する裁判等の記録として、証拠保全請求事件（刑事訴訟法179条）、第一回公判期日前の証人尋問請求事件（同法226条、227条）、費用補償請求事件（同法188条の2、188条の4）、刑事補償請求事件（刑事補償法1条）、付審判請求事件などの記録が挙げられている⁽⁶⁾。これらのうち検察庁において保管するものについては、法務省訓令等によりその保管期限等を定めている。

また、不起訴記録及び裁判所不提出記録も、適用対象でないとされる⁽⁷⁾。

(3) 刑事確定訴訟記録法の適用対象でない記録の閲覧

刑事確定訴訟記録法の適用対象でない記録は、同法により閲覧することができる記録からはずれる。

他方、刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」には、刑事確定訴訟記録法の適用対象でない記録も含まれると解されている。そのため、情報公開

(5) 押切謙徳ほか・前掲注4）83～84頁

(6) 押切謙徳ほか・前掲注4）86頁

(7) 押切謙徳ほか・前掲注4）86頁

法・情報公開条例及び行政機関個人情報保護法・個人情報保護条例(以下「情報公開法等」という。)により開示請求することもできず、閲覧又は開示を求めるすべがないことになる。

← 刑事確定訴訟記録法の対象となる「刑事 → 被告事件に係る訴訟の記録」			
A. 訴訟記録（刑訴法53条） ・ 起訴状 ・ 公判調書 ・ 公判準備調書 ・ 証拠書類 ・ 判決書 など	B. 刑事被告事件の終局裁判その他当該事件に係る裁判の執行に影響を及ぼすべき当該被告事件終結後の訴訟の記録 ・ 刑の執行猶予の言渡しの取消請求事件 ・ 刑法52条の規定による刑の分離決定請求事件 ・ 裁判の執行に対する異議の申立て事件 など	C. 裁判所が関与するその他の記録 ・ 証拠保全請求事件 ・ 第1回公判期日前の証人尋問請求事件 ・ 費用補償請求事件 ・ 刑事補償請求事件 ・ 付審判請求事件 など	D. 裁判所に提出されない記録 ・ 不起訴記録 ・ 裁判所不提出記録
← 情報公開法等による開示請求の対象外となる「訴訟に関する書類及び押収物」 → (刑訴法53条の2第1項、第2項)			

(押切謙徳・古江頼隆・皆川正文『注釈刑事確定訴訟記録法』83～86頁及び福島至編著『コンメンタール刑事確定訴訟記録法』42～44頁などに基づき、筆者作成)

二 刑事確定訴訟記録法に基づく裁判書の閲覧に関する最高裁決定

刑事確定訴訟記録法に基づく訴訟記録の閲覧を、情報公開法等に基づく開示と比較すると、例外として閲覧を認めない場合がかなり広く規定されている。刑事確定訴訟記録法に基づく裁判書の閲覧と関係者のプライバシー保護との関係について、平成24年に最高裁決定が出されたので、決定の要点を確認する（最決平成24年6月28日刑集66巻7号686頁，判時2158号144頁）。

1. 事件の概要

弁護士Xは、民事訴訟等の準備のために、既に確定している刑事被告事件（被告人は下記株式会社乙の代表取締役と専務取締役）の第一審判決書について、「プライバシー部分を除く」とした上で刑事確定訴訟記録法に基づき閲覧を請求した。これに対し、同記録の保管検察官は、同法4条2項4号及び

5号⁽⁸⁾に当たるとして閲覧を不許可とした。

原決定（岡山地決平成24年1月10日）は、次の理由からXの申立てを棄却した。「Xが代理人を務める株式会社甲（以下「依頼会社」という。）に対し、同社の株主であるCから株主の地位に基づいて株主総会の招集等の請求がされているところ、Cは、本件被告事件の被告人両名がそれぞれ代表取締役、専務取締役を務める株式会社乙（以下「本件会社」という。）の前任の代表取締役であり、被告人両名が本件会社の活動として行った本件被告事件の判決書を閲覧して、本件会社が以前から組織的に犯罪行為を行っていたことを明らかにすることによって、Cの依頼会社に対する請求が権利濫用であるとの主張を根拠付けるためというものであるとし、その上で、本件判決書の閲覧を許可した場合には、Cらとの間の民事裁判において本件判決書の内容が明らかにされ、被告人両名の前科の存在及びその内容並びに本件会社関係者が犯行に関与した事実が不特定多数の者の知るところとなるおそれがあるとして、法4条2項4号及び5号の閲覧制限事由に該当すると認めた。そして、被害の内容及び程度と比較して、申立人に本件判決書を閲覧させる必要性は低いと言わざるを得ないから、閲覧につき正当な理由があると認めることもできない。」（最高裁決定に要約された原決定）

2. 最高裁決定

これに対し、最高裁決定では、次のように判断し、原決定を取り消した。

「本件で申立人が閲覧請求をしている刑事確定訴訟記録である第一審判決書は、国家刑罰権の行使に関して裁判所の判断を示した重要な記録として、裁判の公正担保の目的との関係においても一般の閲覧に供する必要性が高いとされている記録であるから、その全部の閲覧を申立人に許可した場合には、Cらとの間の民事裁判において、その内容が明らかにされるおそれがあり、法4条2項4号及び5号の閲覧制限事由に当たる可能性がないではないが、そのような場合であっても、判決書の一般の閲覧に供する必要性の高さに鑑

(8) 刑事確定訴訟記録法4条2項の規定は、注2参照。

みると、その全部の閲覧を不許可とすべきではない。本件では、申立人が「プライバシー部分を除く」範囲での本件判決書の閲覧請求をしていたのであるから、保管検察官において、申立人に対して釈明を求めてその限定の趣旨を確認した上、閲覧の範囲を検討していたとすれば、法4条2項4号及び5号の閲覧制限事由には当たらない方法を講じつつ、閲覧を許可することができたはずであり、保管検察官において、そのような検討をし、できる限り閲覧を許可することが、法の趣旨に適うものと解される。」

3. 本最高裁決定の意義⁽⁹⁾

本決定の主な意義は、次の2点であろう。

第一に、訴訟記録の中でも判決書は「国家刑罰権の行使に関して裁判所の判断を示した重要な記録として、裁判の公正担保の目的との関係においても一般の閲覧に供する必要性が高い」と述べ、閲覧を安易に不許可にすべきでないという立場を取ったことに大きい意義がある。最高裁のこの判断は、判決書に関するものであって、訴訟記録一般に及ぶものではないと考えられるが、広く「訴訟に関する書類」についても、原則的には閲覧に供すべきものであると考えるべきではないだろうか。

第二に、「プライバシー部分を除く」範囲での閲覧を認めることに関し、刑事確定訴訟記録法には情報公開法6条のような部分開示の規定はないが、閲覧の範囲を検討し、閲覧制限事由には当たらない方法を講じつつ、閲覧を許可すべきであり、このような部分閲覧の可否を検討する義務が保管検察官にあることを示したことも重要である。

(9) 最決平成24年6月28日についての評釈として、福島至・刑事法ジャーナル36号131頁、岡田悦典・判時2196号（判例評論657号）174頁、宇賀克也・自治実務セミナー53巻1号38頁、笹倉香奈・法セミ692号132頁などがある。

三 情報公開法等に基づく不起訴記録の開示請求についての判例 及び情報公開審査会等の答申例の考え方

不起訴記録を情報公開法等に基づき開示請求できるかどうかについては、判例及び国・地方公共団体の情報公開審査会の答申は、いずれも開示を否定している。ここでは、その考え方を確認する。

1. 津地判平成22年4月15日における判断

津地判平成22年4月15日（判例集未登載）では、その理由を次のように述べている。

1. 1 事件の概要

原告Xは、Xの子Aがマンション10階の自宅ベランダから転落し死亡した事故に関し、警察署が作成した実況見分調書及び写真記録一式につき三重県個人情報保護条例に基づきY（三重県）に対し開示請求した。Yは、開示しないという処分をしたため、Xがその取消しと開示の義務付けを求め、また本件処分により精神的苦痛を被ったとして、慰謝料を請求した。

1. 2 判決の概要

津地裁は、次のような理由により、請求を棄却した。

「刑事訴訟法53条の2第2項が、「訴訟に関する書類」を（行政機関）個人情報保護法第4章の適用の対象外とした趣旨は、「訴訟に関する書類」は類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報を含むものであることから、開示の対象外とすることで関係者の名誉、プライバシーを保護するとともに、開示することにより当該事件の捜査及び公判の維持に支障を生じることを防止することにあると解され、さらに、事件に係る書類等が開示されることを危惧して関係者が捜査への協力を拒絶するといった事態が生ずることにより、当該事件以外の捜査及び公判の維持等に対して支障が生じることを防止することをも目的としているものと解される。

このような同項の趣旨に照らせば、「訴訟に関する書類」とは、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された

書類をいい、裁判所の保管する書類に限られず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管するものも含まれ、不起訴記録であっても当然にこれに含まれるものと解すべきである。また、当該事件が特定の時点において事件性がないと判断され、被疑事件とされず、捜査に基づく事件送致等がされていない場合であっても、将来の事情の変化により事件性がある疑いが生じ、捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの以外は、捜査及び公判の維持に対する支障を防止する観点から、なお、その事件に関する書類は「訴訟に関する書類」に当たるものと解すべきである。」

2. 札幌高判平成22年11月5日における判断

札幌高判平成22年11月5日⁽¹⁰⁾では、情報公開条例に基づき開示請求があった公文書のうち、一部は情報公開条例に基づき開示するかどうか判断し、残る部分は情報公開条例が適用除外となる「訴訟に関する書類及び押収物」(以下「訴訟関係書類等」という。)に当たるとしている。

2. 1 事件の概要

原告Xは、北海道警察本部長に対し、北海道情報公開条例(以下「本件条例」という。)に基づき、平成19年3月8日付けでXの兄Cの変死事案に関する公文書の開示請求を行った。この公文書は、次のようなものと認定されている。「平成元年11月23日に北海道紋別郡遠軽町所在のa学校近辺の林の中から白骨死体が発見され、遠軽警察署がこれを取り扱った際に同警察署の担当者が作成した文書であること、そして、少なくとも同警察署が取り扱った当初は、犯罪による死体か否か判然としない変死体として認識され、犯罪性の有無を念頭に置いた捜査活動がなされ、本件開示対象文書はいずれも、発見された死体の取扱いという行政目的のほかに、将来同警察署が犯罪捜査の対象とすることも意識して作成された文書であることが認められる。」

本部長は、「検視規則・死体取扱規則による死体発見検視・見分報告書」(以下「検視見分報告書」という。)、事件指揮簿、「死体及び所持金品引取

(10) Westlaw Japan 文献番号2010WLJPCA11056004

書」(以下「引取書」という。)を除いた公文書について、刑事訴訟法53条の2に規定する訴訟関係書類等に当たるとして、本件条例28条1号に基づいて適用除外とした(以下「本件適用除外処分」という。)上、検視見分報告書、事件指揮簿及び引取書については、平成19年3月22日付けで、本件条例10条2項2号、同項1号、同条1項1号に当たるとして、非開示とする決定をした(以下「本件非開示処分」という。)ため、一審原告が、本件適用除外処分及び本件非開示処分の取消しを求めた事案である。

2. 2 判決の概要 本件適用除外処分の適法性について

本判決は、第1審判決同様、検視見分報告書、事件指揮簿及び引取書を除いた公文書について、訴訟関係書類等に当たるので、本件条例28条1号に基づいて適用除外となると判断した上で、次のように判示している。

「一審原告は、控訴理由において、本件適用除外文書が本来は本件条例28条1号及び刑事訴訟法53条の2第1項が定める訴訟関係書類等に該当していたことは認めながら、本件失踪事件はその後刑事訴訟手続に載ることがなくなったのだから、現在では既に訴訟関係書類等に該当しなくなっている旨、重ねて主張し、そうすると、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法による開示を受けることもできず、結局全く情報公開の手続に載らない公文書が創出されてしまう旨主張する。

しかし、本件失踪事件が自殺であることが法的に確定したわけではないし、公訴時効についても犯人が国外にいる場合にはその期間進行を停止する(刑事訴訟法255条)のであるから、本件失踪事件が絶対に刑事訴訟手続に載ることがないとはいえない。また、訴訟関係書類等が適用除外とされたのは、単に捜査や公訴の維持への支障を防ぐためだけではなく、関係者の名誉等に関わる情報が多く含まれ、行政目的で作成された文書に比較しても、これが開示されることにより当該関係者が受ける影響が類型的に大きいと考えられたことも、その理由の一つであるから、仮に当該書類に関する事件が今後刑事訴訟手続に載ることがないとしても、通常の行政文書として公開対象とするのは適当でないというべきである。その結果、本件適用除外文書の開示を受

ける手段がないとの問題については、刑事訴訟手続に関する文書の公開のあり方についての問題として、今後その制度を整備していくことで対応すべきであり、行政文書として公開の対象とするという形で解決すべきではない。」

3 内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申における判断

同審査会において、不起訴記録等が「訴訟に関する書類」に該当するとして不開示とされた例は多数ある。その例を一つ挙げる。

平成14年5月24日答申（平成14答申第47号）⁽¹¹⁾

本件は、「検察首脳会議に向けて法務省に提出された不起訴裁定書原案の不開示決定に関する件」という、情報公開法に基づく開示請求である。審査会への諮問庁は法務大臣である。

答申では、不起訴記録について、次のように、情報公開法に基づく開示請求の対象外であると判断している。

不起訴記録が刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」に該当することについて

不起訴記録については、類型的に秘密性が高く、その大部分が個人情報に該当するとともに、犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれ大きいものであるという点においては、「訴訟記録」と異なるところはない。のみならず、不起訴記録については、裁判の証拠資料として公判廷に提出され、公開の法廷において審査の対象とされたものではなく、捜査密行の原則の下に取得され、かつ、起訴に至らない段階における犯罪の嫌疑の有無に関するものであって、関係者のプライバシーの保護の要請は「訴訟記録」より一層強く働くものと考えられる。また、当該事件自体が起訴されないものであるとしても、その記録が開示された場合には、関連事件の捜査や公訴の維持等に支障を及ぼす可能性があるほか、他の事件においても、開示されることを危惧し、その関係者が今後の捜査等への協力をちゅうちょすることなどによる

(11) 総務省情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース（総務省ウェブサイト）（アクセス2017年11月13日）

将来の刑事訴訟手続への支障のおそれも否定できないところである。

このような観点から、刑事訴訟法53条の2は、同法47条と同様に、「訴訟記録」より広く、不起訴記録をも含む概念である「訴訟に関する書類」という用語を用い、刑事確定訴訟記録法4条1項の閲覧対象とならない不起訴記録についても、これを情報公開法の適用対象外とすることを定めたものと解される⁽¹²⁾。

四 「訴訟に関する書類」に該当するか、情報公開法等が適用される行政文書であるかが争われた事例における判断

「訴訟に関する書類」に該当するか、情報公開法等が適用される行政文書であるかが争われた事例のうち、境界線上と思われるものについて裁判所又は情報公開等審査会の判断を整理する。

1. 交通事件原票——札幌地判平成16年7月12日⁽¹³⁾

1. 1 事件の概要

原告(X)は、北海道警察本部長(Y)に対し、北海道情報公開条例(以下「本件条例」という。)に基づき、交通事件原票等の開示を求めたところ、Yは、その一部を非開示とする決定をした。

交通事件原票は、いわゆる交通切符に含まれる文書で、共通の記載事項欄として、上段に告知・交付日時欄が、その下段に告知・交付者の所属、階級等及び氏名欄がある。このほか、共通の記載事項欄として、(1)反則者氏名欄(この欄は、交通事件原票では違反者氏名欄と表示されている。)、(2)反則車両欄(同様に、違反車両欄と表示されている。)、(3)反則日時欄(同様に、違反日時欄と表示されている。)、(4)反則場所欄(同様に、違反場所欄と表示されている。)、(5)反則事項・罰条欄(同様に、違反事項・罰条欄と表示されている。)、(6)反則行為の種別欄、(7)反則金相当額欄(この欄は、取締り原票に

(12) 平成14答申第47号の第5 2(2)

(13) LEX/DB 文献番号28092108

のみ複写されない。)及び(8)出頭欄(この欄は、交通反則通告書のみ納付欄と表示されている。)がある。交通事件原票の表面には、前項の共通記載事項欄のほか、それらの下に、違反事実の状況等を報告する道路交通法違反現認・認知報告書欄及び違反者の供述書欄がある。裏面には、違反場所及び違反状況等の略図が記載される欄がある。

非開示とされたのは、次の部分である。違反者の氏名、生年月日、年齢、職業、本籍、住所、電話番号、免許証番号、登録(車両)番号、指印及び違反者の保護者の氏名、住所、年齢、職業、続柄(以下「違反者等の個人情報」という。)、並びに本件公文書の記載に係る道路交通法(以下「道交法」と略記する。)違反事件の取締りに従事した警察官の氏名及び印影(以下「警察官の氏名等に関する情報」という。)である。

Xは、平成13年12月20日、警察官の氏名等に関する情報を非開示とした部分の処分を不服として、北海道公安委員会に対し審査請求をした。審査請求は北海道情報公開審査会で審議されたが、北海道警察本部長は、本件公文書は「訴訟に関する書類」に該当するから、本件条例は適用されないとの意見を述べた。

北海道情報公開審査会は、本件公文書が本件条例の対象外の文書であるかについては判断しないとした上で、警察官の氏名等に関する情報を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきであるとの答申を行った。

北海道公安委員会は、平成15年8月1日、本件公文書は刑事訴訟法53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当するから、本件条例41条1号により本件条例は適用されないとして、本件審査請求を棄却するとの本件裁決を行った。

1. 2 裁判所の判断

交通事件原票及びその付属書類である本件公文書には、……具体的な違反事実に加え、同違反事実の状況等に関する警察官等の報告及び違反者の供述が記載されているから、同公文書が、刑事事件である道交法違反事件の捜査

書類として作成された書類であることは明らかである。……したがって、本件公文書は、刑事司法手続に関連して作成された「訴訟に関する書類」に該当するといえることができる。本件のようないわゆる交通反則事案は、反則金の納付の通告を受けた違反者が、その反則金を納付すべき期間内に反則金を納付すれば、行政手続である交通反則事案として終了するのであるが、このことから、本件公文書が、もっぱら行政上の措置を目的として作成される行政文書であると解することはできないし、反則金の納付によって違反者が公訴の提起を確定的に免れても、このことにより、当初「訴訟に関する書類」であった公文書が、その性質を変じて行政文書になると解すべき根拠もない。反則金納付後の交通事件原票及びその付属書類の閲覧等については、刑事訴訟法等による立法政策に委ねられているというべきである。

2 検視見分報告書 ―― 札幌高判平成22年11月5日⁽¹⁴⁾

前述（三 2. 2）のとおり、判決では、「検視見分報告書」、「事件指揮簿」及び「引取書」について、情報公開条例の適用を認めた一方、これらを除いた公文書について「訴訟に関する書類」に該当すると判断した。

情報公開条例の適用を認めた三文書のうち、「事件指揮簿」及び「引取書」については、警察における組織や活動に関する記録であり訴訟には関係しないので、「訴訟に関する書類」に該当しないとする。

「検視見分報告書」は、原判決（札幌地判平成22年4月26日判例集未登載）によれば、次の各欄がある。①発見日時、②発見場所、③申告として、届出日時、届出人、発見及び届出の状況、④死亡者、⑤第1発見時の死体の位置、姿勢及び周囲の状況、⑥着衣、所持金品、遺留品、遺書等、⑦生命保険加入状況、⑧死亡前の動向、足取り、健康状態、病歴等、⑨原因、動機等、⑩家族関係、その他、⑪検視（見分）として、日時、場所、検視（見分）者、検死結果及び意見、⑫医師として、住所、氏名、検案結果及び意見、⑬死体及び所持金品の措置、⑭事件処理、⑮検察官として、通報、検察官の指揮要旨、

(14) Westlaw 文献番号2010WLJPCA11056004

⑯解剖として、解剖の要否、理由、解剖結果、⑰指示事項、⑱死体所見、⑲写真、⑳図面、㉑決裁欄、㉒表題部、㉓取扱い警察署、㉔受理日時。

そして、「検視見分報告書」は、平成16年10月20日東京地裁決定によって、「刑事事件に係る訴訟に関する書類」と行政関係書類の性格を併有するとされている（札幌高判平成22年11月5日の「別紙2」に引用されている。）。

この訴訟では、被告北海道は、「検視見分報告書」等の3文書について「訴訟に関する書類」に当たることを主張せず、情報公開条例10条2項2号の公共安全情報に該当するので非開示としたと主張している。判決では、一審原告の母親が、別途北海道個人情報保護条例に基づき「検視見分報告書」等の3文書の開示請求を行い、北海道警察本部長から、それらの一部開示を受けていることを述べ、「請求者が、変死者であるCの母親であることから、遺族支援の一環として上記17条（筆者注・北海道個人情報保護条例17条）に基づき、特別にその一部を開示したと認めるべきである。」と述べている。

結論としては、「検視見分報告書、事件指揮簿及び引取書の全部が公共安全情報に該当するとした本部長の判断には、裁量権の逸脱もその濫用も認められないというべきであるから、本件非開示処分は適法である。」と述べている。

3 海上保安庁の巡視船に対し中国船舶が衝突する事件の状況をビデオカメラで撮影した映像——東京地判平成26年4月16日⁽¹⁵⁾

3. 1 事件の概要

平成22年9月7日、海上保安庁の巡視船に対し中国船舶が衝突する事件（以下「本件事件」という。）が発生し、その状況を海上保安庁職員がビデオカメラで撮影した。その映像（以下「本件衝突映像」という。）は、編集された後、平成22年9月17日から同月22日までの間、海上保安大学校のパブリックフォルダに保存され（以下「本件対象文書1」という。）、不特定多数の海上保安庁の職員においてこれを視聴すること等が可能な状態となっていた。本

(15) LEX/DB 文献番号25519008

件衝突映像は、その一部が複製され、平成22年11月22日及び平成23年8月11日に、海上保安庁から参議院に提出された（以下「本件対象文書2」という。）。本件事件では、海上保安庁職員が中国船舶の船長を逮捕し、公務執行妨害を被疑事実として那覇地検石垣支部の検察官に送致された。

原告（X）は、海上保安庁長官に対し、本件対象文書1及び本件対象文書2の開示を請求した。

被告国（Y）は、本件衝突映像が「訴訟に関する書類」に該当することから情報公開法が適用されないとして、非開示決定を行った。

Xは、海上保安庁長官が本件対象文書1及び本件対象文書2を開示しない旨の決定の取り消しを求め、裁判において次のように主張した。

「行政の保有する情報は公開されるのが原則とされているので、同法53条の2第1項の規定はこの例外として限定的に解釈しなければならない。

そうすると、情報公開法の適用除外となる「訴訟に関する書類」とは、上記趣旨に照らし、実際に利用されたかどうかは問わないとしても、少なくとも刑事司法手続に利用することを目的として作成又は取得された文書に限られるというべきである。」

「同一の内容が含まれる文書であっても、刑事司法手続以外の利用目的で作成又は取得された文書については、これに該当しないと解すべきであって、訴訟利用目的とは異なる利用目的で、編集等の改変を加えて新たに作成した行政文書まで、刑訴法53条の2の趣旨は妥当しないというべきである。なぜなら、通常用語方法によれば、「訴訟に関する書類」とは、捜査・公判の課程で実際に利用される文書を指すと解するのが自然であり、訴訟以外の目的のために作成又は取得された文書も含むものとは解されないからである。」

3. 2 裁判所の判断

刑訴法53条の2第1項にいう「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は刑事被告事件に関して作成又は取得がされた文書一般をいうものと解するのが相当であり、また、ある文書がひとたび「訴訟に関する書類」に該当するこ

となった以上は、当該文書はその後も引き続き「訴訟に関する書類」の閲覧等に関する既に述べた刑事訴訟手続に関する法令の規律に服するものと解される。

また、「訴訟に関する書類」の謄写が許容されている一方で、それにより作成された写しも上記の法令の規定の規律に服すると解されることに照らせば、当該文書の全部又は一部について複製又は編集がされて他の文書が作成されたとしても、当該文書と当該他の文書にそれぞれ記録された情報の内容の同一性を考慮すると、特段の事情がない限りは、当該他の文書もやはり「訴訟に関する書類」に該当すると解するのが相当であり、それについて情報公開法の規定の適用はないものと解される。

4 犯罪事件処理簿及び捜査指揮簿——富山地判平成28年3月9日⁽¹⁶⁾

4. 1 事件の概要

原告(X)が、富山県警察本部長に対し、富山県情報公開条例(以下「本件条例」という。)に基づき、富山県氷見市で平成14年1月14日及び同年3月13日に発生した2件の強姦及び同未遂事件(以下「氷見事件」という。)に関する捜査指揮簿等の開示を請求した。富山県警察本部長は、その公文書の一部を本件条例7条2号又は4号の非公開情報に該当するなどの理由で非開示とし、その余を開示する旨の部分開示決定をした。

Xは、非開示とされた部分の開示を求めて訴訟を起こした。

4. 2 判決

判決では、犯罪事件処理簿及び捜査指揮簿が「訴訟に関する書類」に当たるかどうかについて、次のように判示している。

「犯罪事件処理簿は、検察官に事件を送致又は送付して引き継いだ場合に

⁽¹⁶⁾ LEX/DB 文献番号25542307。評釈として、大林啓吾「氷見事件捜査資料開示請求事件」季報情報公開・個人情報保護62号(2016年)19頁がある。また、氷見事件に係る情報公開請求に関する他の判決として、富山地判平成26年8月6日があり、その評釈として、中村英樹「氷見事件」に係る指揮簿等の開示請求」季報情報公開・個人情報保護56号(2015年)13頁がある。

（刑訴法203条1項、211条、216条、242条、246条本文）、その経過を明らかにしておくために作成され、当該事件の捜査主任官及び担当者、事件名、罪名及び罰条、送致又は送付、被疑者の人定事項、発覚及び検挙の端緒、逮捕、勾留、処分並びに裁判結果等の一連の経過に関する事項が記載される。以上の犯罪事件処理簿の性質及び記載内容に鑑みれば、犯罪事件処理簿は被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であるというべきであり、本件犯罪事件処理簿は「訴訟に関する書類」に当たるといふべきである。」

「捜査指揮簿は、事件主管課長等が各捜査員の活動等について指揮した事項等を所属警察署長に報告するために作成され、事件主管課長等が各捜査員につき指揮した捜査事項、当該捜査の結果及び当該捜査員の名字及び職等が記載されることに鑑みれば、捜査指揮簿は、事件主管課長等の指揮内容及び当該指揮を受理した捜査員を記載し、捜査の指揮系統を明らかにしてその責任の所在を明確にする目的（犯罪捜査規範19条1項）で作成される書類、すなわち、警察署内部における指揮監督関係及び事件主管課長等の責任範囲に関する資料として作成される書類であるといふべきである。

また、捜査指揮簿には事件主管課長等が各捜査員につき指揮した捜査事項及び当該捜査の結果等捜査内容が記載されることがあるが、それは捜査の指揮系統を明らかにしてその責任の所在を明確にするという目的に必要な限度で記載されるものにすぎないといふべきである。

以上の捜査指揮簿の性質及び記載内容に鑑みれば、捜査指揮簿は、被疑事件の捜査の過程で作成されるものではあっても、被疑事件に関して作成された書類ではないといふべきであり、本件捜査指揮簿が「訴訟に関する書類」に当たるといふことはできない。

5 自動車の速度取締りについて行った行政処分の根拠となる速度測定に関するデータ——岡山県行政情報・個人情報保護審査会平成23年8月25日答申⁽¹⁷⁾

住民Xが、運転する自動車の速度違反により行政処分を受けたことに関し

その根拠となる速度測定に関するデータについて、岡山県行政情報公開条例に基づき開示請求を行った。しかし、実施機関は、これに関する捜査報告書は「訴訟に関する書類」に該当するとして非開示決定した。これについて、事実の概要及び答申の概要は、次のとおりである。

5. 1 開示請求及び実施機関の非開示決定の概要

住民Xは、岡山県公安委員会に対し、速度取締りについて、岡山県公安委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政処分の根拠となる速度測定に関するデータの開示請求を行った。

実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「A警察署作成の捜査報告書の写し3通」（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、本件対象公文書については条例第26条第3号に定める刑事訴訟法に基づく訴訟に関する書類に該当するとして、非開示決定を行った。

5. 2 審査会の答申の概要

答申は、次のように判断している。

1) 本件対象公文書について

「本件対象公文書は、捜査報告書の写し3通であり、これらはいずれもA警察署が……の捜査の過程で作成した書類であって、当該事件に係る捜査記録を構成し、当該事件は不起訴処分に付され、当該捜査記録は不起訴記録になったものと認められる。」

2) 捜査報告書の写しが訴訟に関する書類に該当することについて

「同書類（筆者注・本件対象公文書）は、……一般的な記録のうち、……捜査上の必要から関係する記録を捜査報告書に添付し、検察官に送致したもので、捜査関係書類の一部を成すものである。

捜査報告書は、捜査の端緒やその入手状況、捜査の経緯やその結果など捜査に関係ある事項を上司に報告する書面であり、刑事訴訟法の規定等により、検察官に送致される書類の一部となり、捜査中であれば刑事事件の捜査記録、

(17) 筆者は、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員として、本件の審議に関わった。

公訴提起がされた場合であれば当該事件の訴訟記録又は不提出記録，不起訴処分とされた場合であれば当該事件の不起訴記録の一部として保管されるものである。本件の捜査報告書は，不起訴記録の一部として保管されているものの写しであり，条例第26条第3号に定める訴訟に関する書類に該当するものと認められる。また，捜査報告書が写しであっても，実質的に原本と変わらぬものであり，原本と同様に訴訟に関する書類に該当すると認められる。

以上のことから，本件対象公文書は，特定事件に関して検察官に送致した捜査関係書類の一部を成す捜査報告書の写しであることから，訴訟に関する書類と解され，条例第26条第3号に定める条例の規定の適用除外に該当するものである。

6 四の小括

上述の各判決・答申においては，次の各文書が訴訟に関する書類に該当するかどうかについて，次のように判断された。

(1) 交通事件原票（札幌地判平成16年7月12日）

交通事件原票は，刑事事件である道交法違反事件の捜査書類として作成された書類である。反則金の納付によって違反者が公訴の提起を確定的に免れても，このことにより，当初「訴訟に関する書類」であった公文書が，その性質を変じて行政文書になると解すべき根拠もない。

(2) 検視見分報告書（札幌高判平成22年11月5日）

検視見分報告書は，「刑事事件に係る訴訟に関する書類」と行政関係書類の性格を併有すると考えられる。

被告北海道は，「検視見分報告書」等の3文書について「訴訟に関する書類」に当たるとを主張せず，情報公開条例10条2項2号の公共安全情報に該当するので非開示としたと主張している。判決の結論としては，「検視見分報告書，事件指揮簿及び引取書の全部が公共安全情報に該当する」とした本部長の判断には，裁量権の逸脱もその濫用も認められないというべきであるから，本件非開示処分は適法である。」と述べている。

- (3) 海上保安庁巡視船が撮影した巡視船と中国船舶の衝突映像（東京地判平成26年4月16日）

この衝突映像は、刑事被疑事件に関し作成されたものであり、「訴訟に関する書類」に当たる。この衝突映像は、編集された後、不特定多数の海上保安庁の職員に視聴可能な状態となっていたが、本件衝突映像が編集されて他の文書が作成されたとしても、当該文書と当該他の文書にそれぞれ記録された情報の内容の同一性を考慮すると、特段の事情がない限りは、当該他の文書もやはり「訴訟に関する書類」に該当する。

- (4) 犯罪事件処理簿及び捜査指揮簿（富山地判平成28年3月9日）

犯罪事件処理簿は、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であり、「訴訟に関する書類」に当たるとされる。

捜査指揮簿は、被疑事件の捜査の過程で作成されるものではあっても、被疑事件に関して作成された書類ではなく、「訴訟に関する書類」に当たらない。

- (5) 速度取締りについて行った行政処分の根拠となる速度測定に関するデータ（岡山県行政情報・個人情報保護審査会平成23年8月25日答申）

同データは、警察署作成の捜査報告書の一部で、不起訴記録の一部として保管されているものの写しであり、訴訟に関する書類に該当する。

筆者は、これらのうち(3)及び(4)は、訴訟に関する書類に該当するという結論は妥当であると考える。

(2)については、被告北海道は、本件訴訟の前に遺族支援の一環として北海道個人情報保護条例に基づき、特別にその一部を開示したという経緯もあって、「訴訟に関する書類」に当たることを主張しなかったと推測される。「検視見分報告書」の開示について情報公開条例に基づき判断されたのは、そのような特殊事情があったためであろう。これも事例として重要であるが、五での検討から除外する。

(1)及び(5)については、五で検討する。

五 論点の検討

1. 不起訴記録を情報公開法等に基づく開示請求の適用除外とすることが適当か。

1. 1 情報公開法等に基づく開示請求の適用除外とされている理由

刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」には、刑事確定訴訟記録法の適用対象でない記録も含まれると解されている。その理由は、前述の津地判平成22年4月15日では「刑事訴訟法53条の2第2項が、「訴訟に関する書類」を（行政機関）個人情報保護法第4章の適用の対象外とした趣旨は、「訴訟に関する書類」は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報を含むものであることから、開示の対象外とすることで関係者の名誉、プライバシーを保護するとともに、開示することにより当該事件の捜査及び公判の維持に支障を生じることを防止することにあると解され、さらに、事件に係る書類等が開示されることを危惧して関係者が捜査への協力を拒絶するといった事態が生ずることにより、当該事件以外の捜査及び公判の維持等に対して支障が生じることを防止することをも目的としているものと解される。」と述べている。

前述の内閣府情報公開審査会平成14年5月24日答申も同趣旨である。

1. 2 「情報公開法の制度運営に関する検討会報告」⁽¹⁸⁾（総務省・平成17年）における検討

「情報公開法の制度運営に関する検討会報告」では、国の情報公開審査会において「訴訟に関する書類」に該当するかどうかを判断した事例、及び「訴訟に関する書類」における開示制度及び閲覧状況を整理して検討しているが、結論としては、「訴訟に関する書類については、情報公開法の適用除外とされ

(18) 行政管理研究センター編『情報公開制度改善のポイント 総務省・情報公開法制度運営検討会報告』、総務省ウェブサイト http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/pdf/050329_s01.pdf

ているが、刑事手続上の開示制度において十分な開示がなされることが望まれる。」と述べている。(同報告第2部第2章2(2))

1. 3 学説

佐伯彰洋は、札幌地判平成22年2月18日（不起訴記録の開示請求に係る判決）の評釈⁽¹⁹⁾において、次のように述べている。「訴訟に関する書類については『個別の法令で自己完結的な閲覧・複写制度が認められているのは、当該制度に委ねるという趣旨であり、いわば制度の棲み分けを図ったもの』（三重県情報公開審査会答申第183号）と理解することができ、上記報告書が指摘しているように、その制度における十分な開示の実現が望まれる。」（筆者注・「上記報告書が指摘している」とは、「情報公開法の制度運営に関する検討会報告（総務省・平成17年）」において「訴訟に関する書類については、情報公開法の適用除外とされているが、刑事手続上の開示制度において十分な開示がなされることが望まれる。」と述べていることを指す。）

なお、不起訴記録等を刑事手続上の開示制度において開示すべきかどうかについては、刑事訴訟法53条の解釈として、一般に、裁判公開の原則に照らして、公開されない記録には53条の趣旨は及ばないと解する説が有力である。藤永幸治ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法第1巻』では、次のように述べる⁽²⁰⁾。「当該被告事件に関して、捜査機関又は弁護人が作成した書類であっても、裁判所に提出され、公判記録に編綴されなかったものは、これ（筆者注・閲覧の対象となる記録）に含まれない。それらは裁判の公正を担保する関係に立たないからである。」

これに対し、不起訴記録等が刑事確定訴訟記録法の適用対象でないため閲覧できないのは適切でないという説もある。福島至編著『コンメンタール刑

(19) 佐伯彰洋「不起訴記録開示拒否処分取消訴訟事件 札幌地裁平成22年2月18日判決」季報情報公開・個人情報保護38号（2010年）44頁

(20) 藤永幸治・河上和雄・中山善房編『大コンメンタール刑事訴訟法第1巻』（青林書院、1995年）550頁

事確定訴訟記録法』⁽²¹⁾は、次のように述べる。「そもそも、裁判の公開は手続の公正を担保するためのものであることはいうまでもない。目的は手続の公正であって公開自体はそのための手段なのである。とすれば、公開されない手続であっても、その手続の公正を担保する手段が用意されるべきである。記録の公開は、事後的ではあるが、そのような機能を持つものとして重要な意味がある。この観点からすれば、刑訴法53条の本来の趣旨は刑事手続の公正を事後的に担保する趣旨ととらえることができる。そうであれば、「訴訟記録」に含まれるべき記録が、公開した手続に関する記録に限られるべき理由はない。むしろ、公開されない手続についてこそ、その記録の公開が要求されるともいえる。」

2 行政文書でもあり「訴訟に関する書類」でもある文書が、情報公開法等に基づく開示請求の対象となるか

判例及び支配的な学説によれば、行政文書としての性格を有していても、被疑事件又は刑事被告事件に関係するため当該事件の資料に含まれることとなった場合、「訴訟に関する書類」に該当することになる。しかし、これが不起訴記録などに当たる場合は、刑事確定訴訟記録法に基づく閲覧の対象とならないため、開示又は閲覧請求の根拠規定がなくなる場合がある。

ここでは、行政文書と刑事事件の文書の両方の性格を有する文書である場合として交通事件原票について、また、もともと行政文書であるが刑事事件の資料として検察庁に提出された文書である場合として、自動車の速度違反について行った行政処分根拠となる速度の測定器に関するデータの文書について、具体的に検討する。

2. 1 行政文書と刑事事件の文書の両方の性格を有する文書の場合——交通事件原票

前述のとおり、札幌地判平成16年7月12日では、交通事件原票は、「刑事事

(21) 福島至・前掲注1) 45頁(梅田豊執筆)

件である道交法違反事件の捜査書類として作成された書類である」とされ、「反則金の納付によって違反者が公訴の提起を確定的に免れても、このことにより、当初「訴訟に関する書類」であった公文書が、その性質を変じて行政文書になると解すべき根拠もない。」とされる。

(1) 交通事件原票に関する学説

甲斐行夫は、交通事件原票に関し、次のように述べている。

「道路交通法違反事件は、あくまでも刑事事件であるが、一定の犯罪については、まず警察において違反者に告知・通告を行い、違反者が違反に係る反則金を納付した場合、刑事事件として公訴を提起されないこととなっている（道路交通法128条）。このような場合に、交通切符中の交通事件原票に違反事実等が記載された部分については、被疑事件の捜査書類そのものであり、やはり「訴訟に関する書類」に該当する⁽²²⁾。」

問題は「反則金が納付され、刑事事件として起訴される可能性がなくなった後においても、「訴訟に関する書類」としての性格を失わないかどうかということであろう。確かに、反則金が納付されれば、行政手続のみで完結したことになり、刑事事件としての性格がないか、あるいはなくなったようにも見えるところである⁽²³⁾。」

「交通反則切符の中には、交通事件原票とは別に、行政処分目的で使用される用紙もある。しかし、純粹に行政目的で交通事件原票とは別の記載がなされている部分はともかくとして、……違反者の氏名や、違反事実の内容等を記載した表面上欄の部分は、交通事件原票とまったく同一の内容が複写されているに過ぎず、その部分は「訴訟に関する書類」と言わざるを得ないであろう。⁽²⁴⁾」

(22) 甲斐行夫「情報公開制度における「訴訟に関する書類」の意義」警察学論集55巻9号146頁（2002年）甲斐氏は、執筆当時法務省刑事局参事官であった。

(23) 甲斐行夫「いわゆる交通切符の交通事件原票が情報公開条例における「訴訟に関する書類」であるとされた事例」警察学論集57巻9号219頁（2004年）

(24) 甲斐行夫・前掲注23) 221頁

(2) 検討

交通事件原票は、刑事処分にも行政処分にも使用される文書であるから、刑事事件文書と行政文書の両方の性格を有するものである。刑事事件として起訴される可能性がある間は「訴訟に関する書類」に該当すると扱うことに異論はない。しかし、反則金が納付され、刑事事件として起訴される可能性がなくなった後の交通事件原票の場合のように、「捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの」については、情報公開法等の対象文書とすべきである。

交通違反に関する事実は、道路交通法令違反の反則金を科す根拠となり、また運転免許証の更新の際、優良運転者（ゴールド・有効期間5年）、一般運転者（ブルー・有効期間5年）又は違反運転者等（ブルー・有効期間3年）になるかということにかかわる。その行政処分の正当性に疑義があれば、その根拠となる交通事件原票の記録が開示されなければ、その行政処分の正当性を確認するすべがなくなる。

刑事事件として起訴される可能性がなくなった後の交通事件原票が情報公開法等の対象文書となっても、それを開示することが行政執行上あるいは捜査上支障があるのであれば、情報公開法等の不開示情報に関する規定に基づき不開示とすることができるのであるから、大きな支障はないはずである。

2. 2 もともと行政文書であって、検察庁に提出された書類——速度違反根拠データの場合

(1) 問題の所在

自動車の速度違反の根拠となる測定器に関するデータ（以下「速度違反根拠データ」という。）の場合も、交通事件原票と同様に、道路交通法令違反の反則金を科す根拠となり、また運転免許証の更新の際、優良運転者、一般運転者又は違反運転者等のうちいずれになるかということにかかわる。これらは行政警察活動の一環である。このデータは、捜査報告書に付されるかどうかにかかわらず警察署に行政文書として存在するものであり、岡山県行政情

報公開条例の対象となると解される。しかし、本件ではこの文書が捜査報告書の一部として検察官に送致されたために「訴訟に関する書類」に含まれることとなり、警察署に存在する原本も含め岡山県行政情報公開条例の対象外となったのである。

速度違反根拠データが検察官に送致された捜査報告書に含まれることになった場合であっても、当該速度違反の事実は、行政目的でも使用される。そうであれば、たまたま捜査報告書に含まれることになった部分を根拠に運転免許証に関する処分を受けた人だけが、その根拠を確認できなくなることになる。これは、不合理であると思われる。

(2) 学説

行政文書が刑事事件に関連して検察庁の提出されたような場合について、甲斐行夫は次のように論じる。

「(一般の行政機関においても) 刑事事件に関連して、書類や証拠物を検察庁に提出したり、押収されることがある。証拠物が押収された場合には、押収品目録が相手方に交付されるので(刑事訴訟法120条)、これが「訴訟に関する書類」に該当することは疑いがない。また、提出・押収された書類や証拠物は、検察庁において「訴訟に関する書類及び証拠物」となるが、仮に、その写しを、提出した行政機関において保管していた場合には、これも「訴訟に関する書類及び証拠物」となるであろう。」⁽²⁵⁾

(3) 検討

筆者は、行政文書の一部がたまたま刑事事件に関連して検察庁の提出されたような場合に、その文書が情報公開法等の適用除外となり、その部分の行政活動が国民の目に触れることがなくなるとすれば、妥当でないと考える。

仮に、速度違反根拠データが情報公開法等の対象となる「行政文書」に該当すると解した場合、検察官に送致された捜査報告書の一部が情報公開法等の対象となり、開示されることがあり得ることになる。ある時点で不起訴に

(25) 甲斐行夫・前掲注22) 148頁

すると判断された記録であっても、その後の事情の変化等により、公訴の提起に至ることもあり得る。二で紹介した津地裁判決でも、「当該事件が特定の時点において事件性がないと判断され、被疑事件とされず、捜査に基づく事件送致等がされていない場合であっても、将来の事情の変化により事件性がある疑いが生じ、捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの以外は、捜査及び公判の維持に対する支障を防止する観点から、なお、その事件に関する書類は「訴訟に関する書類」に当たるものと解すべきである。」と判示している。

しかし、不起訴記録であるというだけで、一律に情報公開法等の適用除外にすると、「捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの」を含め、すべて情報公開法等に基づく開示の可能性も、刑事確定訴訟記録法に基づく閲覧の可能性もないことになる。

不起訴記録であって、将来の事情の変化により捜査ないし公判に至る具体的可能性があるのであれば、情報公開法等の適用除外にすることもやむを得ないであろう。しかし、「捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの」及びその可能性がほとんどないものについては、情報公開法等の対象とすべきであろう。

六 まとめに代えて——不起訴記録等を情報公開法等の対象文書とすることについて

1. 刑事事件に関して使われる文書の分類

刑事事件に関して使われる文書は、次の3種類に分けることができる。

- A. 刑事事件に使う目的で作成された文書
- B. 刑事事件に使う目的と行政目的に使う目的を併有する文書
- C. 行政目的で作成されたが、刑事事件に関連して検察庁に提出され、又は押収されることとなった文書

これらについて、刑事確定訴訟記録法に基づき国民が閲覧できるかどうか

については、次の2種類に分かれる。

- a. 刑事確定訴訟記録法に基づき閲覧することができる「刑事被告事件における訴訟の記録」
- b. 刑事確定訴訟記録法に基づき閲覧することができない「不起訴記録」等

2. 刑事確定訴訟記録法と情報公開法等の規律対象

刑事訴訟法・刑事確定訴訟記録法は、司法関係の文書に関する規律であり、情報公開法等は行政文書に関する規律であるので、本来どちらかが優先するものではない。

しかし、訴訟において使用されている場合や使用が予定されている場合は、情報公開法等を適用して開示されると訴訟遂行上支障を生じるので、適用除外することに合理性がある。情報公開法等においても訴訟遂行等のために開示することで支障を生じる場合は開示しないことができるが、典型的に非開示情報に該当するものがほとんどであり、開示請求がなされたときに1件1件につき理由を付して非開示処分を行うことは、検察庁や警察の負担が大きいので、適用除外としたのであろう。

その代わり、訴訟の記録は刑事確定訴訟記録法に基づき閲覧することができることとして、訴訟の適正、捜査の適正の確保に資することとしている。

aについては刑事確定訴訟記録法に規律されることで問題はないが、bは、刑事確定訴訟記録法に基づき閲覧することができないので、情報公開法等の適用除外でいいのかが問題となる。

前述のA、B、Cの3種類の文書のうち、Aについては、司法関係の文書であるので、刑事訴訟法・刑事確定訴訟記録法の規律に従うのが適当であろう。もし、不起訴記録を閲覧できないことが妥当でないなら、刑事訴訟法・刑事確定訴訟記録法の改正等により対処するのが適当であろう。

Bであってbに該当する不起訴記録等については、訴訟において使用されている場合や使用が予定されている場合は、刑事訴訟法・刑事確定訴訟記録法の規律に従うのが適当であろう。不起訴記録のうち、①捜査ないし公判に

375 情報公開法等に基づく開示請求の対象外となる「訴訟に関する書類」について

至る可能性がないことが明らかといえるもの、及び②当初は訴訟において使用される可能性があったが、その後の事情の変化によりその可能性がほぼないこととなったと思われるもの、については、行政文書として情報公開法等の適用を認めることが適当であろう。

前出三2の札幌高判平成22年11月5日は、「本件失踪事件が自殺であることが法的に確定したわけではないし、公訴時効についても犯人が国外にいる場合にはその期間進行を停止する（刑事訴訟法255条）のであるから、本件失踪事件が絶対に刑事訴訟手続に載ることがないとはいえない。」として、刑事訴訟に使用される可能性が絶対にないといえなければ「訴訟に関する書類」に当たるとする。しかし、行政文書でもある書類については、刑事訴訟に使用される可能性がほとんど無い場合にも、抽象的可能性があることをもって「訴訟に関する書類」に当たると判断するのは、妥当とは思われない。

Cについては、Bと同様に扱うのが適当であろう。

なお、B又はCであってaに該当するため刑事確定訴訟記録法に規律されることとなる場合の「閲覧」と、bに該当するため情報公開法等に規律されることとなる場合の「開示」を比較すると、規定上は閲覧ないし開示の範囲、手続等に相違がある。しかし、刑事確定訴訟記録法は裁判の公正担保を目的とし、情報公開法等は行政の公正担保を目的とするので、目的は共通しているといえる。前述の最決平成24年6月28日では、刑事確定訴訟記録法には情報公開法6条のような部分開示の規定はないが、閲覧の範囲を検討し、閲覧制限事由には当たらない方法を講じつつ、閲覧を許可すべきであるとされた。このように、刑事確定訴訟記録法により閲覧できる場合や閲覧できる内容等と、情報公開法等により開示される場合や開示される内容等について、できるだけ不合理な差異が生じないような解釈運用がなされることが望ましいと思われる。